

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年 1月19日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年 1月19日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	議 事 課 長	富 永 正 彦

本日の委員会に付した案件

- (1) 議会の委任による専決処分について
- (2) 長与町議会議員政治倫理条例の見直しについて
- (3) その他

開 会 9時30分

閉 会 15時11分

**○委員長（喜々津英世委員）**

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会をいたします。事件番号1の議会の委任による専決処分については、前回概ね一致を得たところでありますが、最終的には整理をして、本日皆様方にお示しをするということにいたしておりますので、これからこの事件番号1から始めていきたいと思っております。資料の説明を富永議事課長お願いいたします。

富永課長。

**○議事課長（富永正彦君）**

おはようございます。町長の専決処分事項の指定に関する条例案ということでお配りをさせていただいております。こちらにつきましては、10月以降、皆様方の方でたき台としてあった案について加除修正を加えながら、一応、前回までに整理をつけたものを全て見え消し部分辺りを取り去って、すっきりさせたものがお配りのものになります。第1条で目的を示しまして、2条で専決処分事項を5項目。こちらの方につきましては、皆さんに前回まで決めていただいたということで御確認をいただきたいと思っております。1条と3条につきましては、手をつけておりません。附則が、公布の日から施行と旧条例を廃止するというので、一応この議運の中で決めてきた最終形ということで御確認をいただきたいと思っております。一番肝であります2条の部分になりますけども、前条の規定による専決処分事項は次のとおりとする。ということで、1号で議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第2条に基づく契約において、1件につき500万円以内の契約金額の変更を行うこと。それと、2号が法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が300万円以下のもの。3号が訴訟物並びに目的物の価額が300万円以下の和解。4号で支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解及び調停。5号で既設条例中、その趣旨に変更を及ぼさない程度において字句を修正すること。ということでございます。一応皆様の方で御確認をお願いしたいと思います。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今説明が終わりました。前回まで大変時間がかかりましたけれども、協議をしていただきました結果をここにまとめております。御意見はありませんか。じゃあ、また、何かありましたらあれですけども、私の方からちょっと御提案をいたしたいと思っておりますが、いろいろこれを整備した結果を見ておりながら、ここはこれでいいのかなあというのが、若干散見をされましたので、課長にもその旨を申し添えておりまして、課長の方からちょっとその件について、最後の条例としてまとめるための調整等について、課長から説明をさせていただきたいと思っております。暫時休憩します。資料を配ります。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて会議を開きます。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

それでは今お配りしました資料について御説明をさせていただきます。先程、当議運で調整した最終形ということで確認をしていただきました。まず今お配りした資料の1番上の丸囲み、その後町長からの依頼事項ということで、町長から依頼文を受けたのが12月になってからでございますけども、そのときの依頼事項が丸4つ既設条例中の軽微な字句修正と議決を経た契約について1件につき500万円以内の契約金額の変更、1件につき300万円以下の訴えの提起、和解及び調停、最後が1件につき300万円以下の損害賠償の額の決定ということで、それぞれ4項目、町長からは依頼を受けている。で、矢印で右に引っ張っておりますが、これが地方自治法第96条の1番上が第1号、次が5号、次は12号、次は13号、それぞれ96条の議会の議決事項の各号に対応した順番にいただいているということをお確認いただきたいと思っております。で、まずこの96条の順番に沿って並べ替えをした方がいいかなということで考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

町からの提案もこの自治法の号に従ってきておるということで、本来であればやっぱりこういうやり方で、専決処分指定の事項もやっぱり決めた方がいいというのが、本来のやり方だと思います。それでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

じゃあ次に入ります。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

それを踏まえまして、最初に議運で考えた最終骨子の2条の部分ですけども、それを96条の番号順に並べ替えますと、条例の修正がまず最初に来て、次に契約変更が来て、和解及び調停、12号が来て13号の次に並び替えると。下に赤字を示しております。まず、条例変更の部分ですけども、元で言うと第5号、既設条例中、その趣旨に変更を及ぼさない程度において字句を修正すること。ということで議運でもんできたわけですけども、事務局の方で修正をかけております。読みますけども、既設条例中、その趣旨に変更を及ぼさない程度の法令等の引用、「法令等の引用又は」というのを事務局の方でつけ加えております。と言いますのは、前回の議運で御確認いただきましたけども、総務サイドからいただいた軽微な修正の範囲、条例のその部分には上位法の条ずれとかの引用も軽微な修正に入れさせてくれということをお願いしておりました。字句の修正だけでは、やはりちょっと難しいかなということをお考えしたので、「法令等の引用又は」というのを上にかませて、単純な条ずれ等の引用をここでカバーできるんじゃないかということで事務局で考えたものでございます。2号にまいります。議会の議決を経た契約について500万円以内の変更契約を締結すること。ということで書かせていただいております。これは、最初の資料の第1号になりますが、議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条というものを持ってきております。こちらの条例第2条でそのまま500万という金額を条例で指定をしてるわけなんですけども、このままでいくと別の条例を見に行かないと中身が分からない条例になってしまいます。単純には39年の財産の取得及び処分に関する条例の第2条に基づく契約は議会の議決を経なければならないという条例になっておりますので、分かりやすくするためには「議会の議決を経た契約」と言った方が、ストレートにシンプルに分かりやすいんじゃないかということで、これはよその市町でもこういう書き方をしてる所がありますけども、こっちの方がこの条例だけを見たとき、これなんだということが分かりやすいんじゃないかということでそこを修正させていただいております。それと3号になります。1件につき300万円以下の訴えの提起、和解及び調停ですけども、最初の資料でいきますと3号と4号が混ざったような形になっております。と言いますのも、町長からの依頼事項にありますように自治法96条第12号、こちらの方でこの訴えの提起と和解と調停というものは基本的にセットというふうに依頼を受けておりますし、96条の方もそういうふうな書き方をしております。この3号と4号を1本にまとめるとこういう表現になるかなということで、これも事務局の提案でございます。4号が、法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で1件につき300万円以下のもの。これは元でいきますと2号の法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以下のもの。となっております。「当該決定に係る金額が300万円」という部分を、「1件につき」ということで、もう額の決定というのは、前半分で書いておりますので、改めて「当該決定に係る金額」と書かなくてもこれで十分文章として通用するということで、この赤書きの部分が事務局提案ということでございます。以上です。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

今説明が終わりました。まず、赤書きの（1）については、前回の会議で条ずれ等の問題、前回の資料で条例改正の要因という中で、10番、上位法を引用する条の前で条例内容と無関係な条が追加、削られることにより、条ずれが生ずるものあるいは上位法の名称改正、この10番11番を専決事項とするということは、前回承認をいただいておりますので、この法令等の引用をつけるということについては何ら問題がなかろうと思いますが、御意見を伺います。何かありましたらどうぞ。分かりやすく上位法等の引用という文言を挿入をしたと。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり。）

ありがとうございます。では次の2号の500万円以内の変更契約を締結することという、これが前回は500万円以内の契約金額の変更を行うことと。契約の締結が議決事項であるということから、事務局の方としては、「金額の変更」ということじゃなくて「変更契約の締結」というふうにした方がより適切であろうということでもあります。これよろしいですか。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

この500万、ちょっと小さなことですが、以内って来てるよね。500万以内。で、こちらでは以下とかいう表現が出てるんでね。以内と以下とどう違うのかなど。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

以下というのはもう文字どおりそれ以下、変更契約はプラスの変更契約もマイナスの契約もございますので、そこで範囲を示すために以内と。プラス500、マイナス500の1,000万ということで以内という表現になります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

内村議長。

○議長（内村博法議員）

通常の解釈では以下とか、そういうのが1番いいんじゃないかなっていう気がしますね。なぜかという、先程説明でプラスとか以上という範囲があると言われたけども、もちろん下の方も範囲があるのよね。下の項目も。訴訟物の価額も。だからそういう意味じゃあ、その範囲っていうかな、そういう表現もあるのかなと思うんだけど、ちょっと見たらその以内とか以下とか、ちょっと違和感を感じたところでございます。別にこだわるわけではありません。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じます。委員会を続けます。500万円以内の変更契約を締結することというのは、こういう表現の仕方に改めたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり。）

改めることに賛成ということでありますので、させていただきます。

次は問題なのが3号で、議運の中では3号4号あったけれども、これを1つにまとめたかどうかというのが事務局提案のようではありますが、もう一度これについて事務局から分かりやすく説明をお願いします。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

まず、最初にお配りした元のやつを確認していただきたいと思います。3号は訴訟物と目的物の価額が300万円以下の和解ということでございます。和解っていうのは、訴訟なり目的物があるの和解しか存在をしないということで、訴訟物並びに目的物の価額というところを敢えて表現をする必要は無いと考えました。それと、4号の支払督

促の申立てに係る訴えの提起、和解及び調停については、前回の議運で一応追加をするということで戻しましたが、4号については金額の縛りが今無いんです。無制限に支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解及び調停が今存在をすると。これも無制限というのはいかがかということで考えました。金額を設定するときに、元の和解も300万、損害賠償も300万ということでございましたので、ここも300万にしとかなないと矛盾がまた生じることが出てきますので金額はまず300でそろえたいと。1件につき300万円以下というのに続けて訴えの提起、和解、調停というのをつけて1本にまとめたということでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。要するに、第4号は金額の縛りが無いと。3号では300万という縛りをかけておりながら4号では金額の縛りが無いということはやっぱり矛盾があるという考え方で提案をしてくれたということで、言われてみればそうなのかなという気はいたしまして、私も、じゃあ提案をしてみようということで、今回出したわけで。皆さん方の御意見を頂戴したいと思います。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっと分からないので、考え方が間違ってるかもしれないので教えていただきたいんですけども、この3、4に当たっては訴訟物目的物、そして支払督促というこの3項目に関して、ある程度決めてたわけですけど、1件につき300万円以下の訴えの提起となった場合、この3つの分以外で考えられることっていうことは無いのか、その範囲が広がるということは無いですか。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

まず元の3号で見ていただきたいんですが、訴訟物並びに目的物の価額が300万円以下の和解というのがありますね。もうこの時点で、全ての300万円以下の和解が通るわけですね。通るのを前提に4号を見たときに、ここは支払督促に縛ってます。前回の議運でも御説明しましたが、支払督促に係る分は、前回説明した民事訴訟法の関係、私債権の取り立てに係る部分ですけども、ここの部分について、訴えの提起と和解と調停は前回でOKになったわけですね。そうした場合に先程御説明したようにここには金額の縛りが無い。じゃあ幾らにするという話になると、その前段後段を見ると300万があるもんですから、まず300万っていうのは妥当だろうと、金額の縛りはですね、で、訴えの提起、和解及び調停、4号の方ですけどもこれも結局訴訟物なんです。ですよ。ですから、そこは一本にまとめても十分通用すると。で、あとは金額の縛りをどうするか。3号で全ての和解がOKだということになっている以上はもう全てがオールOKという形になります。で、下が支払督促の申立てが無制限と、オールOKというこ

とになっておりますので、これはまとめられるという判断でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

2番目が先に行ってしまったんですけどもね。これは最後の総括で質疑して、それでいいですかって言って、はいって言ってしまったようですので、私は言わなかったんですけどね。今の1件300万以下の訴えの提起、和解の調停これをまとめてしまったと、前の3と4号ですね。ところが、これを今もらってね、すぐ私今メモしたんですけども、3番目に訴訟物並びに目的物の価額300万以下の和解、和解のみということだったんですね。また元に戻るようだけでも4番目は和解及び調停としたわけですね。ところが3番目はだいたいこう議論して、調停は外すということになりましたよね。そういうことで300万以下の和解だけになっておったわけですね。私はこれでそのままいくなれば調停も入れてもいいのかなというふうに思ってメモをとっておったんですね。今の説明でいくと、3、4をまとめてしまって、和解と調停も入れ込んでしまってあるわけですね。そうすると、この前の（3）の訴訟物云々の和解だけにしとったですね。訴訟を外しておりながら、ここで入れてしまったら一緒なんだということであれば、調停も入れた形になってしまうのでね、それでいいのかと。河野さんだいたい抵抗されて、調停は外すということにお互いが合意をしとったのをこういうまとめてしまって、1件300万以下の和解、調停とすると過去のそういうものも無視してですね。今回また提案をされたということになるものだから、その辺りは十分ですね。何らこう二つ分けておいても問題は無いのかなと思いつつも今の事務局の説明はまとめた方がいいと。いうことであれば調停の方の議論についてはしておく必要があるのかなという感じを、私は入れていいんじゃないかと、調停を入れて、もう1回みんなに話をしたらいいんじゃないかなと思っておったところ、まとめて入れてあるということですので、それでいいのか。

○委員長（喜々津英世委員）

今、岩永委員からまとめてあるのでいいんじゃないかという御趣旨だったと思います。前回、河野委員から何年か前に町営住宅の立ち退き明け渡しとか、支払請求の訴訟をしたじゃないか、議会に諮ったじゃないかということで、そうすれば、もう全てしておくべきじゃないかという御意見があったと思うんですね。それに対して私が申し上げたのは、あくまでも訴訟を起こすという、その前段の支払督促は議会の議決事項じゃないので、この4号については入れておきたいという私は考え方だったんですが、事務局の方でその頃の経緯を調べさせましたので、富永課長から報告をさせたいと思います。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

今委員長がお話をした、町営住宅の明け渡しに係る訴訟でございます。一応この件については、前回前々回辺りでも委員長からもお話がございました。親子で住んどっ



て、親が亡くなられて息子さんがそのまま住んで、ということでございます。この方がずっと滞納を続けてということで、町としては、もう納める気配が無いので契約を解除して明け渡しを請求するというので、契約解除と明け渡し請求の訴訟を起こしたという形でございます。これにつきましては、要するにずっと滞納が続いてきた中で、もういいかげんこれは裁判に出んといかんということで、訴えの提起を起こして、そのときは議会のタイミングに合わせて、議案として上程をしたという形になっております。今回、この4号でいう支払督促の申立てに係る訴えの提起云々という所は、前回も御説明しましたが民事訴訟法の手続に則ってやるべきことをやるということでの御提案ということで、今回1本にまとめさせていただいて、ここはもう皆さんでいろいろもんでいただいで結構ですけども、一応前回の訴訟については支払いが滞った方のために契約を解除して明け渡しを請求するという訴訟が行われております。これは判決が出て、もうその方は退去をされて、今長崎市の方に住んでおられるということですけども、支払いはされないまま、生活保護になったということで聞いております。以上です。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

なぜこれを、河野委員の方からもできるじゃないかという話があったもんですから、敢えて前の状況を調査をさせて報告をさせていただきました。これを聞いてみますと、やっぱり本来契約者が亡くなったのに変更契約をしてなかったと。息子に契約をしたけども保証人はとってなかったと。まずこういう誤りがある。それと、本来やっぱり支払督促をして、やっていかないといけないものが疎かになっつた。ここら辺は今、随分改善されたというふうに聞いておりますけれども、そういうものが重なって10年ぐらい家賃を払わないまま住み続けておったために、いきなりもう訴訟を起こしたという案件で、一般的にここで考え想定しとる専決処分的那それとはまた若干違うということをやっぱり理解しておく必要があるということで説明をいたしました。

この3号4号をまとめた形で事務局の方からは1件につき300万円以下の訴えの提起、和解及び調停とありました。この理由は先程言いましたように、我々が審査をしてきた支払督促の申立てに係る訴えの提起云々というのは、これは金額の制限も無い。全ての支払督促に係る訴えの提起等が専決処分の対象だということになってしまうので、300万に合わせて300万以内というふうにした方が適切であろうという説明であります。意見が。西岡委員、どうですか。安部委員どうですか。では、暫時休憩します。

（暫時休憩）

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じます。今3号4号を合体したところで1件につき300万円以下の訴えの提起、和解及び調停というふうにした方が、議会の議決権を全て放棄する、町長に委任するということではないということで提案をしたわけでありましてけれども、この提案について採決をしたいと思っております。この新たな朱書きの部分の（3）1件につき300万円以下の訴えの提起、和解及び調停。このようにした方がいいだろうと思われる方は挙

手をお願いします。

じゃあ、それ以外の方は従来どおり3号4号をそのまま生かすということですか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり。)

従来、私どもがもってきた3号4号をそのまま生かすということで決定をいたしました。あと既設条例中、4号が若干、当該決定に係る金額が300万以下のものを1件につき300万円以下のものというふうにしております。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり。)

これが1番出てくる案件ですよ。交通事故とか何とか、そういったもの。いいですか。じゃあ事務局提案のとおり、法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で、1件につき300万円以下のもの。従来は当該決定に係る金額が300万、例えば、ということが考えられるのかな。相手方が複数あった。1つの事故で複数のおった場合、トータルで300万以下ならもう決定じゃなくて1件につき300万という縛りをかけるといふ、そういうことになろうかと思えます。この1件につきという表現を差し替えるということで、決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。もう一度確認をします。先程事務局提案の資料の中ほどから、今事務局提案を承認してもらったものとして下に条文がずっと書いてありますけれども、この並びでやらせていただいて、3号4号はそのまま生かしておく。で、5号に法律上町の義務に属する云々というこれを5号に変更をお願いします。再度、この第2条について事務局から説明をして決を採りたいと思います。

富永課長。

**○議事課長(富永正彦君)**

ありがとうございました。それでは、第2条の1号既設条例中、その趣旨に変更を及ぼさない程度の法令等の引用又は字句の修正をすること。2号、議会の議決を経た契約について、500万円以内の変更契約を締結すること。3号、訴訟物並びに目的物の価額が300万円以下の和解。4号、支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解及び調停。5号、法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で1件につき300万円以下のもの、以上を2条ということとします。以上です。

**○委員長(喜々津英世委員)**

それでは、第1条の目的、第2条の専決処分事項の1号から5号まで、第3条の議会への報告、こういう形で決定をしたいと思えます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長(喜々津英世委員)**

休憩を閉じて委員会を再開します。先程事務局から説明をさせましたように、第2条

については1号から5号までということでの御確認をいただきました。この町長の専決処分事項の指定に関する条例については、これで決定したいと思います。

御異議ありませんか。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

議決をとるという意味では、私はやはり、この間ずっと議論してきた、訴えの提起等々の問題ですね。この分についてはやっぱり条例に盛り込むべきではないという立場なんで、反対というふうにしたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

河野委員だけが反対ということでありました。承認をいただいたものと思っております。これについては1月26日の全員協議会にお諮りをいたしますけれども、当然我々が議論してきたこと、争点となったこと、それと今、河野委員の意見等については、こういった資料も一緒に添付をして出したいなと思っております。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり。）

はい、そのようにさせていただきたいと思えます。

場内の時計で10時50分まで休憩をいたします。

（休憩 10時41分～10時52分）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。大変長期間にわたって、町長専決処分の関係の条例御苦労さまでした。

次に、事件番号2の長与町議会議員政治倫理条例の見直しについてということで、今から始めます。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

委員会を再開いたします。今、お手元に配った資料は、新旧対照表とそれから審査会の設置に係る問題のペーパー2枚でありますので御確認をいただきたいと思えます。

次に、前回までの調査の中で、新の方の第6条で長の就任に関する遵守事項というのがあります。今お配りした新旧対照表の2ページをお開きいただきたいと思えます。本日はここから協議をしていきたいと思えます。ここは、この前から再三申し上げておりますけれども、補助金を受けておる団体等への長への就任とか町の機関の長への就任を辞退するよう努めなければならないと。この中で自治会長とか公民館長とか地域のために、やはり議員としてではなく、地域の一員としてそういう就任もあると。拒むことはできないということがあります。これについては、岩永委員からも言われましたけれども、自治会長は町の機関じゃない。地域の任意の機関であるということで、そこまでは制限しないというふうに言われました。私もそのように思っています。したがって町の機

関というのは、その左側の方に第6条長の就任に関する遵守事項は加賀市の条例を参考としましたけれども、自治会長、公民館長などを想定したものではなく、町の機関の長とは、自治会長会の会長あるいは公民館館長会の会長とか自主防災組織連絡協議会会長など連合体の長を言うものと。ただ、これが非常に分かりづらいなあというのもあるかと思います。そういうものをつけ加えました。それからその左側の方に長崎市諫早市は報酬を受領する役員に就任しないという表現の仕方、それから1番下にその四角書きの囲みの1番下に山梨県の昭和町というのが甲府市の隣にありますけれども、ここはもう条例でこれを決めておると。要するに二代表制ということ踏まえて、条例で決めておるといふ所もありますけれども、まずこれについてここから始めたいと思います。何か御意見がありましたらどうぞ。

安部委員。

#### ○委員（安部都委員）

長崎市及び諫早市の市から補助金等の受けている社会福祉法人、学校法人等について、報酬を受領する役員に就任しないように努めていると。これについては考える余地があるのかなと思うんですよね。やはりどうして町から補助金を受けている団体とか、福祉法人の長になると、そこのところがやっぱり議員がいるという優遇されるのではないかというところの疑惑を持たれるというところで、そこのところもまた勘案しないといけないんじゃないかなというふうには思います。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

西岡委員。

#### ○委員（西岡克之委員）

市から補助金等の交付を受けている社会福祉法人、学校法人等について、報酬を受領する役員に就任しないと言われて、報酬をもらわなければいいということですか、確認をしたいと思います。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

長崎市の例を申し上げますと、報酬を受領しない役員に就任したときは当該事実を証する資料を添えて議長にその旨を届け出なければならないという表現の仕方、条例はそういうふうに書いてありますね。ですから、基本的に報酬を受領してやるということは、やっぱり二代表制ということを考えるといかがなものかというのが元々この条例の出発点ですから、そういうふう理解をしてもらえれば。他にありませんか。

内村議長。

#### ○議長（内村博法議員）

先程自治会長の話が出たんですけども、町から補助金等の交付を受けてる団体ということであれば自治会も入るんですよね。補助金を受けてるから、自治会も。そうすると、こういう表現でいいか、もし除くとすればね。こういう表現でいいのか、ちょっと疑問

に感じております。まずそれだけです。あとは皆さんで討議していただければなど。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

私のこれを作ったときの想定は、例えば任意団体がありますよね、長与町体育協会とか文化協会とかですね。これは、例えば町から補助を受けておことは間違いない訳ですね。その補助も組織運営のための補助と事業補助と2通りあるわけですけれども、やっぱり補助を受けるという立場からいえば、二元代表制の一翼を担う議員としてはいかなものかというのが元々出発点ですから、ただ自治会長というのは地域のもので、自治会長会の会長という自治会長会に基本的な補助があるわけでしょう。各単位協会で戸数割とか人数割とか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じます。委員会を再開をいたします。今休憩の中でいろいろ意見がありましたように、あくまでもこれは二元代表制の一翼を担う議員としての立場を意識して、行動を起こさんばいかんというふうなことが、戒めとしてここに書いた努力義務ということであります。とりあえず、こういうやり方で進めさせていただいて、全員協議会等にはお諮りをし、その中でまたいろいろ意見が出るでしょうから、それを踏まえてまた議運で再検討するというふうにさせてもらいたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり。）

ありがとうございます。

それでは次に第7条の審査請求であります。これについてまず、この中身に入ります前に、審査会について議長から高岡市っていうのは富山県かな。高岡法科大学紀要第27号というこれ多分論文か何かだと思うんですが、富山県内の自治体における政治倫理条例、皆さんお持ちですかね。1枚物の裏表。ここで、裏面の方のページ番号が45というのがありますけれども、下から7行目ぐらいに、このように議員政治倫理条例のみが制定される場合、要するに自治体の方で政治倫理条例が制定されてない。で、議会の方で議員政治倫理条例を制定したということを前提として書いてあります。政治倫理条例のみが制定される場合、政治倫理審査会を首長の附属機関として常設することはできず、その名称の如何を問わず、地方自治法上は議会の特別委員会として位置づけられますよと。だから、審査会じゃなくて特別委員会なら問題無いという言い方のようにあり、しかし、その下にしかしそうなると議員以外の者を委員として含めることは、法律上自治法上許されるものではなく、高岡市のこの仕組みには問題がある。北陸地方その他においても同様の制度設計をしている自治体が見られるが、本来はこれは違法と評価すべきものであるということが、ここに書かれてあるわけです。それで、先程お配りをしたペーパー1枚物、これを見ていただきたいと思います。まず、この前提となるのが高岡市の状況ということで、4つの矢印がしておりますけれども、平成24年12月に議会

改革の一環として、議会基本条例と議会議員政治倫理条例を制定をしております。次に、高岡市議会議員政治倫理条例は第1条が目的、第2条が議員の責務、第3条が政治倫理基準の遵守、第4条が審査会の設置、第5条が委任。この5条立ての条例です。非常に簡単な内容で、で、この中で第4条は、議長は議員の議員政治倫理基準の遵守に関する事項について調査し及び審査するため、別に定めるところにより高岡市議会議員政治倫理審査会を置くことができるというのが、4条がそういうやつ。で、矢印の4番目、第4条の規程に基づいて、高岡市議会議員政治倫理審査会の組織及び運営に関する規定を設け、審査の請求、審査会の設置をはじめ11条で規定をしております。ここで問題にされておるのが、議長指摘の記述内容ということで枠で囲んでおりますけれども、①で本来は条例自体で定めるべきと思われる事項のほとんどが高岡市議会議員政治倫理審査会の組織及び運営に関する規程で決められておる。他の自治体に例を見ない際立った特徴。だから暗に批判されておると私は読み解いたわけです。そして②が議員政治倫理条例のみが制定されている場合、議員政治倫理審査会を首長の附属機関として常設することはできず、要するに首長の附属機関として常設することはできない。高岡市政治倫理条例というのがあればですけど、それが無い。高岡市議会の議員政治倫理条例はあるということですね。地方自治法上は先程読みましたように、議会の特別委員会として位置づけられると。③が先程言いましたように、議員以外の者を委員として含めることはできないと。これが議長が指摘をしていただいた高岡法科大学紀要第27号に盛り込まれている内容であります。私なりに考えたのが、調査をしますと、まず考察の1として政治倫理審査会を設置している長崎市や福岡市などは自治体の審査会に諮るとしているが、他の議会は次の2つの方法で、これも次の3つ、まず1番目が議会議員政治倫理審査会を設置し、委員は議員、有権者に有識者の中から、議長が委嘱すると。これが1つの方法です。2つ目が議会に政治倫理審査会を設置し、委員は議員の中から議長が指名する。これは議員だけの審査会ですね。3番目が議会に政治倫理調査等特別委員会を設置し全議員。これは従来本町がやっておったのがこの3番目です。まず、①番目は、加賀市、王寺町、館山市、会津若松市、高岡市などがこの1番目。2番目の審査会を設置するけども議員だけが委員ですよというのは、米原市、養父市、留萌市、みどり市、豊橋市。留萌市は議運のメンバーというふうに限定がされております。あとは、議長が指名した者。それから3番目の調査特別委員会方式は、これはほとんどが全議員であり、諫早市とか時津町はこういった例。そして2番目に、本町見直し案との関係ということで書きましたけれども、本町の見直しは審査会に関する事項は全て条例で謳いますよ。高岡市の場合は条例で審査会設置を設けていながら審査会の委員会、これは議員と学識経験者など多くを規定で定めておると。だからここは根本的に違うんですよと。私は、基本的にはその条例を補完するものが規程で定めということでありますので高岡市は特例だというふうに思っております。これ③としているのは②の誤りですが、高岡法科大学紀要27号の末尾に違法とすべきと。違法と解釈するという表記されておりますけれ

ども、この①②の議会関係をずっと調べてみても、多くの議会が審査会方式を採用しておいて、違法性という記述はなかなか、これ以外には見つけることができなかつた。私はこの資料を作る段階ではこういうふうを考えました。ここら辺を踏まえて、審査会方式とするか、従来本町がとってきた特別委員会とするのか。特別委員会とすれば、調査研究で終わるだけの特別委員会では何ら意味が無いわけですので、やっぱり審査会方式に掲げておる審査の方法内容、そういったものを盛り込むべきだろうと思います。1番の理由はやっぱり内部で内部の条例違反を調査をするということ自体が、身内に甘いと揶揄される原因にもなるということは、一定の公平公正性ということを考えると、審査会方式が適切じゃないかなという思いでこれを起案をしたわけですので、それを踏まえて、議長から提案いただいた審査会がどうなのかということ議論したいと思います。

内村議長。

#### ○議長（内村博法議員）

これを提案したのが、まず基本的に条例の作成というのが、法律に抵触しないことなんですよね。だから法律の範囲内で条例は設定すると。憲法にもそういうふう書いてありますんで、まず、この審査会というのが、どこの法律に基づいてされているかっていうのは不明なんですよね。言ってみれば。だから、そういうところをまず押さえて法律の範囲内であれば許容できると。しかし、もう1つまた問題なのが、こういう審査会方式をとると今度は選ぶのに、誰を選ぶのかとかこれが相当労力が要るんですよ。これはもう議会事務局がかなり努力しないとイケない。そして、タイムリーにそれもやっていかないとイケない。もし事件が起こった場合ね。だから現実的な面から見ればですね。それともう1つ、議員が2名原案ではなってるんですけど、議員を選ぶの、これ難しい。2人を誰を選ぶかというね。実際問題。だから私はやっぱり特別委員会方式で、そして外部の知見を活用していくと。それともしこの政治倫理条例に反していた議員がいて、本人ももう認めてると。そしてかつ軽易なことであれば、わざわざこの審査会まで開くのかというのも現実的にあります。実務的にね。全てそういうふうやっていくのかっていうのは疑問が出てくるわけですよ。で、現実的に考えてみれば、やはり特別委員会で、ある程度前処理をして、そしてどうしてもこれは知見が必要だという場合には今回新たに設けられている地方自治法100条の2かな、あれで、100条の2っていうのは調査を命じることができますと。知見者に、学識経験者にね。という文言が追加されてるんですよ。それで、学識経験者に調査させて調査報告を出してもらって云々っちゃうのがあるわけですよ。だから、それを活用していいんじゃないかと。ただし100条の2には調査機関を設けるというのは文言的には無いんですよ。だから、どの法律を見てもちょっと根拠が薄いなと思っておるわけですよ。だから、ここの所はちょっと慎重に考えないかん。他がやってるからって言っても、現実的にどういう処置が1番いいのかどうかっていうのは皆さんで考えていただきたい。要するに法律の根拠が薄弱なんですよね。だからこそ取り上げたわけですね。うちの基本条例も調査機関を設

置するということなってるから、これもどういう法律でしたのか、根拠に基づいてしたのか。僕もちょっと今まで基本条例の見直しもやってきたわけですけども、ちょっとその所がちょっと抜けとったなど、今振り返ればですね。やっぱり条例は法律の範囲内というのが大原則になってますんで、やっぱその所きちっと押さえて条例作っていかんといかんなど。これは私の希望でお願いしたわけですね。したがってこういう意見も出てるわけですから、違法っていうね、僕は違法とは直ちに思わないですけども、やはり法律をやっぱり明確な根拠が無い限りはあんまり先走ってはいかんなどという気持ちがあったもんですからね。こういう提案をさせていただいたということで。

**○委員長（喜々津英世委員）**

ありがとうございました。私は、これを調べる中では、上位法との関係について全て見たわけじゃありませんので、ただ、こういった審査会方式をかなり多くの議会が条例に盛り込んでおるということですので、そこら辺までの理論武装をしておりません。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。お昼過ぎました。できれば、本日はもう少し長くやりたいなというふうに、15時ぐらいまで、皆さんどうですか。

（「異議なし」の声あり。）

いいですね。じゃあ、場内の時計で、13時30分まで休憩をいたします。

（休憩12時8分～13時33分）

**○委員長（喜々津英世委員）**

それでは休憩を閉じて、委員会を再開いたします。その審査会、それから特別委員会、いろんな方法があると。全国ではいろんな方法があるという紹介をしましたがけれども、議長からその法的な根拠等について、きちっとすべきだという御提案ありました。従来どおりの特別委員会設置とした場合にどうなるかということ、議会事務局には恐らく昼飯を食べずにやり直してくれたと思います。感謝をいたします。それでは2ページの1番末尾の所ですけども特別委員会の設置ということから説明をお願いします。

富永課長。

**○議事課長（富永正彦君）**

資料配付が遅れまして申し訳ございません。委員長が今言われた第8条の部分からになります。まず、括弧書きの頭が特別委員会の設置ということで戻しております。第8条議長は、前条の規定による審査請求を受理したときは、当該請求に係る事項の審査を行うための特別委員会（以下、委員会という）の設置の可否について、議会運営委員会に諮問しなければならないとしました。この頭の議長はですけども、7条が文書で議長に対し審査請求ということになっておりますので、議長が受けた形になります。ですからそれを受けた議長はという頭出しになります。前条の規定による審査請求を受理した



ときは、当該請求に係る事項の審査を行うための特別委員会ですね。で、設置についてという所を設置の可否というふうに追加をしております。諮問して設置するかしないかを諮問しなければならないという義務づけにして書き換えておりますので、御確認をいただきたいと思います。可否について諮問しなければならないですから、これが設置をするというふうに可決されれば、もう自動的に特別委員会を設置になりますので、議決文書を作って、議案上程をするという流れに自動的にまいます。次の2項でございすけども、特別委員会になると、旧の方と同じでございすが、組織及び運営については会議規則、委員会条例にのっかっていけるよということで復活をさせております。3項は、委員会が何について審査をする、これは変えておりません。持ち上げてきただけです。4項も同じで、審査のため必要があるときはということで、この頭の審査会はとなっていたものを委員会というふうに修正をかけてまいりました。9条以降は、今お話しした審査会という名称を委員会に書き換えて、条ずれの部分を繰り上げたという形になります。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりました。質疑を受けたいと思いますが、前回の審査会の当初の案よりもかなりすっきりした形でまとめていただきましたけれど、何かありましたらどうぞ。

内村議長。

**○議長（内村博法議員）**

今、前と違って議員が審査請求できるということになってるわけですけども、それと前回の新聞記事ね。新聞記事とか載った場合どうするのかっていうの、1つは出てくるわけですよ。こういう場合がこの規程上はちょっとはつきりしないんですけども、そこの所をどうするのか。この議長が必要と認めたときは諮問するとか、新聞になんかに載った場合ね。そういうのを何かこう入れとった方が分かりやすくはあるんだけど、ただ新聞記事に載るかどうかちょっと分からん所もありまして、そこの所がちょっと私もどうすべきかちょっと迷いながら発言してますけども、皆さんで検討していただければいいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

基本的には、私は載ったから作るどころじゃなくて、議員がこれはちょっとおかしいぞということであれば、2人以上の議員が審査を請求することできるわけです。町民についても同様にして、敢えてメディアの問題までここに書き込む必要はなからうという思いでおります。他にありませんか。

暫時休憩して読み込みをしていただきたいと思います。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。審議をいただきました、この政治倫理条例については修正をした上で、1月26日の全員協議会に提出をさせていただきます。

たいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり。)

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。それから次回の議会運営委員会を2月8日9時30分からということで、決定をしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。そのようにさせていただきます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。今はお手元に行政視察の行程表等がお配りされましたので、再確認の意味で今から事務局に説明をさせます。

富永課長。

#### ○議事課長（富永正彦君）

すみません、お待たせしました。今、2月1日、2日の行政視察の行程表の案ということでお配りをさせていただいております。1日目、昼2時からになりますが、久留米市議会の方とアポがとれております。今行程表では9時半出発ということにしておりますが、久留米まで2時間かからないぐらいの感じで考えてまして、この9時半を10時になって話も出ておるところです。1日目はそのまま久留米から宮若市の方に入って、ルートイン若宮インターで泊まるように予約しております。翌日は朝9時にホテルを出て、宮若市議会を9時半から11時まで。そこから移動して途中で昼食をとって、古賀市議会が13時15分からということで、それが終了して長与に帰ってくると。久留米、宮若、古賀市という順番で、3市の視察をする予定で今行程を組んでおります。以上です。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。ちょっと9時半では早過ぎるので10時という御提案がありました。そのようにしてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり。)

ありがとうございます。じゃあ出発時間を2月1日10時に長与町役場発ということで訂正をお願いします。なお、これについてはもう配布しませんので、当日持参をいただきたいと思います。他に皆さん方から何かありませんか。

内村議長。

#### ○議長（内村博法議員）

長与町が50周年を迎えるんですね、来年1月に。当然ながら長与町議会も50周年を迎えるわけですね。したがって、何かイベントかそういうのをやっぱり検討せないかんかなあとということで、今考えてるんですけども、ただまだ先の話なんで。ちょっと考えがまとまったら、またその時点で皆さんにお諮りしたいとこういうふうに思っています。よろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

議会として50周年を記念した何かイベントをということのようで。また後で議長からあると思いますが、皆さん方から何かありましたらひとつ御提案をお願いします。

それでは、本日はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 15時11分）